

肉用子牛生産者補給金に係る算定方式検討会実施要領

1 趣 旨

肉用子牛生産者補給金については、環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP」という。)合意等に伴い策定された「総合的なTPP等関連政策大綱」において、TPP又は日EU・EPAの発効に合わせて、保証基準価格の算定方式を現在の経営の実情に即したものに見直すこととされている。

保証基準価格の算定方式の見直しに当たっては、肉用子牛の生産・流通実態に精通した者による実務的な検討が必要なため、農林水産省生産局長の諮問機関として、肉用子牛生産者補給金に係る算定方式検討会(以下「検討会」という。)を設置し、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格等の算定方式の考え方について整理する。

なお、検討会で整理した算定方式の基本的な考え方については、食料・農業・農村政策審議会に報告し、同審議会の意見を聴いた上で新たな算定方式を決定することとする。

2 検討内容

- (1) 保証基準価格及び合理化目標価格の算定に当たっての考え方
- (2) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 検討会には座長を置く。
- (3) 座長は互選により選任する。
- (4) 座長は検討会の議事を運営する。
- (5) 座長は必要に応じて、委員の追加をすることができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 会議の資料は、会議終了後、ホームページにおいて公表する。
- (3) 会議の議事概要については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページにおいて公表する。
- (4) 検討会の運営に著しい支障があると認められる場合等検討会において必要と判断したときは、会議や会議資料を非公開とすることができる。
- (5) この検討会に関する庶務は、農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課において行う。
- (6) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要領は、平成30年10月4日から施行する。